

建築行政共用データベースシステムご利用の
特定行政庁 御中
指定確認検査機関 御中
指定構造計算適合性判定機関 御中
登録建築物エネルギー消費性能判定機関 御中
建築士法関係機関 御中

一般財団法人建築行政情報センター

建築行政共用データベースシステムに関する 令和8年度の予算措置等について（ご案内）

■要旨（【 】内は対象機関。）

令和8年度の共用DBの利用料や委託費などについてご検討ください。

1-1 関係【台帳S利用の特定行政庁】

電子申請受付システム（全部利用）の有償化に伴い、利用料が増額します。

1-3 関係【受付S（全部利用）の利用機関、台帳S利用の特定行政庁】

「中間・完了検査の受付」、「保健所通知」「省エネ計画の受付」の機能を追加。

1-4 関係【消防・保健S（現：電子申請受付システム（消防手続利用））の利用機関】

「保健所通知」の機能を追加。

1-5 関係【省エネ判定を行う機関（受付S（全部）又は台帳Sの利用機関を除く）】

省エネ計画提出の受付システム（有償）が利用可能となります。

1-6 関係【構造適判を行う機関】

構造適判申請の受付システム（有償）が利用可能となります。

1-7 関係【建築士S（照会）の利用機関（台帳S利用機関を除く）】

無料公開の建築士名簿・事務所登録簿を代替利用可能です。

2 関係【特定行政庁、指定確認検査機関】

確認申請用CDEが利用可能となります。

※その他

- ①上記により利用システムを変更する見積書をご希望の場合、ご連絡ください。
- ②上記以外のシステム利用料、委託費等については今年度と同様です。

日頃より、当財団の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）に係る令和8年度の利用料等に関して、下記のとおりご案内します。

記

1 共用DB利用料【全機関】（【 】内は対象機関。以下同様。）

ご利用になるサブシステムごとに以下1-1から1-10のとおりとなります。
別途、既に見積書を提示しておりますが、令和8年度に提供を開始する1-5、1-6に掲げるサブシステムを追加した見積書をご入用であればご連絡ください。

1-1 台帳登録閲覧システム（以下「台帳S」）【特定行政庁】

令和8年度の利用料は原則として令和7年度と同額です。特定行政庁の区分変更等があった場合は同額とはなりません。

台帳Sの利用に当たっては、1-3に掲げる電子申請受付システム（全部利用）及び1-7に掲げる建築士・事務所登録閲覧システム（照会）の利用が前提となり、これらのシステムを合わせた利用料が必要です。

1-2 通知・報告配信システム（以下「配信S」）

【特定行政庁、指定確認検査機関】

令和9年度末までは無償です。

令和10年度以降については、料金体系の見直しの状況によっては有償となる場合があります。

1-3 電子申請受付システム（全部利用）（以下「受付S（全部）」）

【特定行政庁、指定確認検査機関】

(1) 受付S（全部）の機能

受付S（全部）については、現行の

- ・ 建築確認・計画通知の電子申請の受付機能
- ・ 消防機関へ同意伺い等を行う機能（消防機関が電子受付可能な場合に使用可能）に併せ、令和8年度から
- ・ 中間検査・完了検査の電子申請の受付機能
- ・ 保健所へ通知を行う機能（保健所が電子受付可能な場合に使用可能）
- ・ 建築物エネルギー消費性能確保計画の電子提出の受付機能を追加します。

(2) 受付S（全部）の利用料について

受付S（全部）の利用料については令和8年度から有償です。

利用料については、令和5年度の年間の建築確認件数の区分と機関ごとに、表1-3の金額を適用します。(1)の機能追加に伴う変更は無く令和6年12月にご案内したものと同じです。

表 1 - 3

単位：千円／年（税別）

確認件数区分	100件以下	100件超	200件超	500件超	1000件超
特定行政庁（都道府県を含み限定特定行政庁を除く）	400	400	600	900	確認件数をKとし、 (K-1)÷1000の小数を切り捨てた値をNとし、「900+300×N」
指定確認検査機関					
限定特定行政庁	150	150	220	330	確認件数にかかわらず450

1 - 4 電子申請受付システム（消防・保健手続利用）（以下「消防・保健S」）

【特定行政庁、指定確認検査機関】

(1) 消防・保健Sの機能

消防・保健Sは、電子申請受付システム（消防手続利用）に、令和8年度から保健所へ通知を行う機能（保健所が電子受付可能な場合に使用可能）を追加するものです。

1 - 3に掲げる受付S（全部）又は台帳Sを利用される場合には、消防・保健Sの機能が備わっていますので、消防・保健Sの利用は不要です。

(2) 消防・保健Sの利用料について

消防・保健Sの利用料については、令和5年度の年間の建築確認件数の区分と機関の属性区分ごとに、表1 - 4の金額を適用します。(1)の機能追加に伴う変更は無く令和6年12月にご案内した電子申請受付システム（消防手続利用）のものと同額です。

表 1 - 4

単位：千円／年（税別）

確認件数区分	100件以下	100件超	200件超	500件超	1000件超
特定行政庁（都道府県を含み限定特定行政庁を除く）	30	30	60	150	確認件数をKとし、 (K-1)÷1000の小数を切り捨てた値をNとし、「300×N」
指定確認検査機関					
限定特定行政庁	30	30	60	150	確認件数に関わらず300

1 - 5 電子申請受付システム（省エネ判定利用）（以下「受付S（省エネ）」）

【特定行政庁、登録建築物エネルギー消費性能判定機関】

(1) 受付S（省エネ）の機能

受付S（省エネ）は、建築物エネルギー消費性能確保計画の電子提出を受け付けるサブシステムです。

1 - 3に掲げる受付S（全部）又は台帳Sを利用される場合には、受付S（省エネ）の機能が備わっていますので、受付S（省エネ）の利用は不要です。

(2) 受付S(省エネ)の利用料について

受付S(省エネ)の利用料については、令和5年度の年間の省エネ判定件数の区分ごとに、表1-5の金額を適用します。省エネ判定件数については申請件数でなく判定をした件数とし、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に伴う判定の件数は含まないものとします。

表1-5

単位：千円/年(税別)

省エネ判定 件数区分	100件 以下	100 件超	200 件超	500 件超	1000件超
都道府県、特定行政庁(限特含む) 登録省エネ判定機関	150	150	300	750	省エネ判定件数をSとし、 $(S-1) \div 1000$ の小数を切り捨てた値 をNとし、「 $1,500 \times N$ 」

1-6 電子申請受付システム(構造適判利用)(以下「受付S(構造)」)

【都道府県、指定構造計算適合性判定機関】

(1) 受付S(構造)の機能

受付S(構造)は、構造計算適合性判定の電子申請を受け付けるシステムです。

(2) 受付S(構造)の利用料について

受付S(構造)の利用料については、令和5年度の年間の構造適判件数の区分ごとに、表1-6の金額を適用します。構造適判件数については申請件数でなく判定をした件数とし、構造計算の変更に伴う判定の件数は含まないものとします。

表1-6

単位：千円/年(税別)

省エネ判定 件数区分	100件 以下	100 件超	200 件超	500 件超	1000件超
都道府県、指定構造計算適合性判定機関	250	250	500	1250	構造適判件数をTとし、 $(T-1) \div 1000$ の小数を切り捨てた値 をNとし、「 $2,500 \times N$ 」

1-7 建築士・事務所登録閲覧システム(照会)(以下「建築士S(照会)」)

【特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関】

(1) 建築士S(照会)の利用料について

令和8年度の利用料は令和7年度と同額です。

(2) 建築士S(照会)の代替措置について【台帳Sを利用していない機関】

令和7年4月より建築士名簿・事務所登録簿をインターネットで無料公開しており、建築士S(照会)に代替して建築確認等の事務利用可能です。

なお、同登録簿では建築士S(照会)で表示される、定期講習受講状況の適・不適判定*並びに性別、生年月日及び顔写真が表示されません。

※受講状況そのものは表示されます。

1-8 建築士・事務所登録閲覧システム(登録)

【都道府県、建築士法関係機関】

令和8年度の利用料は令和7年度と同額です。

1-9 法令・大臣認定データベース

【全機関】

令和8年度の利用料は令和7年度と同額です。

1-10 建築行政地図情報システム

【特定行政庁】

令和8年度の利用料は原則として令和7年度と同額です。

利用内容の変更、特定行政庁の区分変更等があった場合は同額とはなりません。

2 確認申請用CDEについて

【特定行政庁、指定確認検査機関】

令和8年度から確認申請用CDE(BIMデータによる確認申請の審査システム)の利用が可能になります。

システム概要、利用料金等については以下のURLのサイトをご覧ください。

https://www.icba.or.jp/denshishinsei/kakuninshinsei_cde.html

見積書をご入用であればご連絡ください。

3 出張旅費、業務委託費等

必要に応じ、次の3-1から3-4の費用の予算措置をお願いします。

3-1 台帳S等の操作説明会への当財団による講師派遣に係る出張旅費等

【説明会をご計画の全機関】

日時場所：随時開催可能(所要3時間程度・インターネット接続が可能な会議室等が必要)。

対象：台帳Sをご利用各位の職員等 最大定員30名

内容：台帳S操作説明会担当講師の派遣及び説明用資料提供

費用：・派遣講師1~2名の出張旅費(講演料、資料提供費用は無料)

・受講者が概ね10名以上の場合、講師2名を派遣。

・旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に準じて東京駅からの会場までの往復運賃として算定。

・会場借上げが必要となる場合、その費用が必要。

(参考) 特定行政庁向けの当財団主催の台帳S操作説明会は、当面、開催予定がありません。台帳S操作の動画配信を当財団のホームページからご覧いただくことができます。ご活用ください。

URL : <https://www.icba.or.jp/seminar/kyoyodb/>

(ID及びパスワードについては当財団にご確認ください。)

3-2 サブシステム追加に係る利用料等追加

(1) 台帳Sを追加する場合

【台帳Sを追加予定の特定行政庁】

- ・確認件数等に応じた台帳Sの利用料に併せて台帳S利用の前提となる受付S(全部)及び建築士S(照会)の利用料の合計額が必要。
- ・既存データを移行する場合は次項3-3に掲げるデータ移行委託費も必要。

(2) 建築行政地図情報システムを追加する場合

【建築行政地図情報システムを追加予定の特定行政庁】

行政庁の区分に応じた初期設定費、利用料の追加が必要。

(3) 法令・大臣認定データベースを追加する場合

【法令・大臣認定データベース追加予定の全機関】

8万円(税別)の追加が必要。

3-3 データ移行委託費

【台帳Sにデータ移行をご予定の特定行政庁】

目的：既存データや建築計画概要書等の既存データを台帳Sに投入

内容：台帳Sへの「中間ファイル」の投入

費用：投入1回当たり10万円(税別)

備考：・「中間ファイル」作成については、専門業者への委託が必要。

・「中間ファイル」仕様は下記サイトの「台帳登録閲覧システムへのデータ移行関係資料(ZIP)」により確認可能。

<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/#kakushusiryō>

3-4 既存建築確認台帳等の電子データ化事業委託費※

【紙の台帳等を電子化し台帳Sに投入するご予定の特定行政庁】

目的：紙の建築確認台帳、建築計画概要書等を電子化し台帳Sに投入

※：紙の台帳等の電子化の費用は、助成制度(住宅・建築物アスベスト改修事業)において定額まで全額が補助対象。

なお、民間建築物については令和7年度末までに着手したものが対象。市区町村所有建築物については着手期限を既に経過。

受託内容：・紙の台帳等を電子化するための専用のパンチ入力支援システムを提供

・電子化した台帳等情報を台帳Sに投入するための中間ファイル化

・台帳Sへの投入。

なお、台帳等情報のパンチ入力作業及び紙台帳等のPDF化等は、別途事業者が発注が必要

費用：個別見積り

備考：中間ファイル化から台帳S投入まで一貫してICBAが受託可能

*この項についての問合せ先 電話：03-5206-6132

メール：datautilization@icba.or.jp

参考 特定行政庁における電子報告導入について

【電子報告の導入をご予定の特定行政庁】

目 的：台帳整備のためのデータ入力手間の削減

導入条件：下記いずれかに該当すること

①台帳Sを利用していること

②台帳S以外の帳簿システム（以下「独自システム」）と配信Sが連携していること

備 考：・台帳S利用予算は、1－1参照。

・独自システムの連携に係るシステム改修仕様は、下記URLのとおり。

<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renkeishiyo.html>

・独自システムの改修には、予算措置の検討が必要。

・電子報告導入の条件等については「JCBA電子報告ガイドライン」（下記サイトからダウンロード可能。）のとおり

http://www.jcbanet.jp/news/20220301_denshi_houkoku_guideline.pdf

お問合せ・お見積り

一般財団法人建築行政情報センター

契約管理課 海野・目黒

TEL:03-5225-7703

E-mail:gr-keiyaku@icba.or.jp